

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

令和3年12月1日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

12月1日

| | |
|---|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件----- | 1 |
| 開会の宣告----- | 2 |
| 市長挨拶 | |
| 委員会記録署名委員の指名----- | 2 |
| 議案第77号所管分の審査----- | 2 |
| 質疑（村上英明委員、出口こうじ委員、嶋野浩一朗委員、三好俊範委員、 西谷知美委員） | |
| 議案第74号の審査----- | 10 |
| 質疑（出口こうじ委員、西谷知美委員、村上英明委員、三好俊範委員） | |
| 議案第64号の審査----- | 14 |
| 質疑（村上英明委員、嶋野浩一朗委員） | |
| 議案第65号の審査----- | 16 |
| 質疑（出口こうじ委員、西谷知美委員、村上英明委員、嶋野浩一朗委員） | |
| 議案第73号の審査----- | 21 |
| 採決----- | 21 |
| 散会の宣告----- | 21 |

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和3年12月1日(水) 午前 9時59分 開会
午後 11時42分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 弘 豊 副委員長 嶋野浩一郎 委員 村上 英明
委員 西谷 知美 委員 出口こうじ 委員 三好 俊範

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山 一正 教育長 箸尾谷知也
教育総務部長 小林 寿弘 次世代育成部長 橋本 英樹
上下水道部長 末永 利彦 教育総務部次長 野本 憲宏
上下水道部次長 西川 聡 次世代育成部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎
上下水道部参事兼水道施設課長 樫本 宏充 教育政策課長 松田 紀子
こども教育課長 浅田 明典 経営企画課長 谷内田 修
下水道事業課長 竹下 博和 教育政策課参事 北野 人士
こども教育課参事 中川 資子

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 大西 健一 同局書記 速水 知沙

1. 審査案件(審査順)

議案第77号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分
議案第74号 財産の無償譲渡の件
議案第64号 令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第65号 令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第73号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○弘豊委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 12月1日、いよいよ師走に入りましたが、委員の皆さんには何かとお忙しいところ、今日は文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の案件は、令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)のほか4件について審査を賜ります。どうか慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○弘豊委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は出口委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○弘豊委員長 再開します。

議案第77号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

それでは、村上委員。

○村上英明委員 大きく4点ほどお尋ねをさせていただきますと思っています。

1点目は、6ページのところで繰越明許費が計上されております。中学校の給食事業ということで、給食センターということをお前提にした形で、場所も含めて、今、選

定されているということだと思っておりますが、この繰越明許費となった理由、その後の考え方も含めて、ご答弁をお願いしたいと思います。

2点目が、ページは順番でいきますけども、7ページのところで債務負担行為が3本設定されております。学校校務員委託事業についてであります。4,764万円で令和4年度からの3か年ということであったと思いますが、これは見間違いだったらまたご指摘をお願いしたいと思います。ですけども、令和2年度決算でいけば、この学校校務員の委託というのは中学校で約1,000万円、小学校で約1,000万円、合計2,000万円だったと思うのです。この予算の限度額の設定の考え方を確認させていただきたいと思っています。

もう一つ、学校トイレ清掃業務事業、令和4年度ということで1,091万6,000円を計上されております。コロナ対策の関係もあってということであるのかということも含めての特殊清掃というものなのか、そのあたりの確認をさせていただきたいと思っています。

次に、千里丘小学校の増改築事業、2か年で2億3,000万円ほど計上になっております。これは次の歳出のほうで減額補正の絡みも関係あると思うのですけどもね。その改築事業を、この2か年で設定をされた中身的なものについて、お尋ねをしたいと思います。設計も施工も含めた中でこの2か年ということなのか、その辺の確認をさせていただきたいと思っています。

次は、25ページのところでございます。児童福祉総務費ということで、過年度分の国庫府費返還金ということで2億2,500万円ほど計上されている、この内容について、確認も含めてさせていただきたいと

思っています。

最後なのですけども、先ほどの債務負担行為とも関係があるのですけど、37ページの小学校校舎増築等基本設計委託料で、予算額の全額を減額しているということで、この関係も含めて、ご答弁をお願いしたいと思います。

1回目、以上です。

○弘豊委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

松田課長。

○松田教育政策課長 教育政策課にかかります4点のご質問にお答え申し上げます。

まずは、1点目の繰越明許費についてでございます。今回繰り越しをさせていただきますのは、令和3年度の当初予算において給食センターの建設が可能かどうか、候補地の調査をする予定で計上をしたものでございます。

現在、複数の候補地を検討しているところでございまして、令和3年度中には候補地の調査着手をしまいたいと考えてはおりますが、3月末までの業務完了の見込みが、難しいため繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、校務員の委託の限度額についてでございます。

学校校務員の委託につきましては、現在、4校を委託しておりますので、これまでの決算額、限度額等については、多めになっているところでございますが、今回検討をしておりますのは、2校分の委託でございます。なぜ2校分かと申しますと、現在、市のほうで現業職の退職者不補充の方針を取っており、本年度末で正規職員が1名退職となりますので、その分が1校、また、会計年度任用職員をお願いしている学校

の1校分を合わせて2校分を対象とするものでございます。

学校校務員委託事業の金額は、3か年のもので、なぜ3か年かと申しますと、現在5か年で委託の契約をしております2年目でございます。残りの3年の契約終了時期に合わせて、今回出す分も3か年とさせていただきますいております。令和4年度から3か年のそれぞれの単年度分を合わせて4,764万円の見積もりでございます。

次に、トイレ清掃業務についてでございます。この学校トイレ清掃業務事業と申しますのは、特殊清掃ではなく、コロナ禍で先生方が子どもたちの感染防止のためにトイレ掃除をしておったんですが、業務の中で、トイレ清掃までは難しいということで、業務委託をさせていただくものでございます。

令和4年度につきましても、恐らくこのまま収まる見込みはないかと思っておりますので、来年度につきましても、引き続き、業務委託をしまいたいと考えております。

最後に、千里丘小学校の減額補正と債務負担行為についてでございます。

千里丘小学校につきましては、本年度に基本設計をする予定でございました。その金額分の減額補正でございます。

本年度上半期には、まずは小学校区の確定のために、審議会を3回開催いたしました。審議会においては、様々な意見をいただきまして、結果として千里丘小学校の校区は変更しないほうがよいとの答申をいただき、第7回教育委員会定例会において小学校区の確定に至った次第でございます。

千里丘小学校区がそのままということになれば、最大の児童数が昨年度の調査結

果では、令和12年度の940名と見込んでおり、それを見据えての構想案を進めていくということになりました。

昨年度、人口調査に加えまして、基本構想を13案作成いたしました。本年度に入り、追加案の構想を発注いたしました。その理由といたしましては、昨年度の構想案の折には、給食センター案がなかったためでございます。

現在の千里丘小学校の給食室は500食程度でございますが、仮に給食室の横幅を最大まで拡充した場合、700食までは作れることが、昨年度の調査で分かっております。もし、令和8年度、令和9年度までは700食プラスアルファで何とか対応でき、給食センターがその時期にできているのであれば、不足分は例えば米飯だけ運ぶなど、臨機応変と申しますか、対応ができるのかと思ひ、新たな案として、今の給食棟を生かし、プールと体育館のある西側を建て替えるという案を出していただいた次第でございます。

それを踏まえて、最終案をただいま検討中でございます。その分、若干遅くなってしまうので、時期的に少し業者の選定についても難しいのではないかとということで、一旦はこの時期の発注を取りやめにした次第でございます。

債務負担行為につきましては、その基本設計の分と翌年度に予定しておりました実施設計の分を合わせまして、発注をしたいと思っております。一緒に発注することによって、間が開かずに、スムーズに進めていくことができますので、この方法を取らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○弘豊委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、こども

教育課に関わりますご質問にお答えいたします。

まず、児童福祉費総務費の過年度分、国庫府費返還金についてでございます。

こちらにつきましては、基本的には令和2年度分が主ではあるのですが、一部令和元年度の補助金も含まれております。合計で九つの科目が含まれておりまして、教育・保育給付費負担金、こちらは保育所の運営費に当たる部分であったり、保育対策総合支援事業費補助金、こちらは、コロナ対策に係る補助金であったり、あと宿舎借上支援事業の補助金です。ほかに、子ども・子育て支援交付金は一時預かりであったり、延長保育であったり、そういった補助金の内容です。こういったもの九つの合計金額でございます。

最もその中で大きいのが、教育・保育給付費負担金というところで、もともとのこれはベースが大きいというのがございます。国庫費で申しますと、約14億円受け入れておりまして、そのうち1億2,000万円ほどを返還するというものでございます。

あと、先ほど申しました子ども・子育て支援交付金や、保育対策総合支援事業費補助金というものは、多くもらっていても、少なくもらっていた場合は、翌年度追加でもらえないという、そういった制度上の関係もあって九つの科目の合計金額で上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 繰越明許費の中学校給食事業は、場所選定も含めて、本当に令和4年度は確定をしなければいけないとい

うような状況になってきているのかと思います。

先ほどの債務負担行為の千里丘小学校では、給食室の関係もあるということです。そういう意味では、中学校の給食センター化という方向でしっかりとやらないと、これがもし時期がずれるとなってしまうと、千里丘小学校の分も、少なからず影響が出てくるかもしれませんので、そういう意味では、この中学校の給食事業を、多くの保護者の方が望まれているという部分でもあります。

やっぱりみんなが揃って同じものを食べるということが、食育の観点からも必要なことだと思いますから、そういう意味では、この給食事業というものを、しっかりと進めていっていただきたいなということで要望としておきたいと思います。

債務負担行為の学校校務員の件でございます。今までの4校に追加で2校分だということでございます。校務員は、夜遅くまで作業をされていたりと、しっかりと校務員業務を行っていただいておりますし、私も中学校、小学校に夜の時間に会議等々で寄せていただくときも、丁寧な対応をしていただいているなという認識はありますので、そういう意味では、この校務員業務をしっかりと取り組んでいっていただきたいなということで、これは要望としておきます。

トイレ清掃の件で、コロナ対策で教員がトイレ清掃等々をされていたということで、この負担がすごく軽減されるのかなとは思いますが、この事業は、やはり教員の業務負担軽減ということも含めながら考えていけば、令和5年度以降も、この事業としてはやっていったほうがいいのかなと、個人的には思っていますので、今後、

この事業の検討を、また、お願いをしたいなということで要望としておきます。

千里丘小学校の増改築工事ということで、この令和4年度と令和5年度で基本設計と実施設計もやって、2か年でやっていくということです。業務を一体化すれば、それぞれ別々で発注ということよりも、やはり事務処理の軽減にもなってきますし、また、事業の費用も、やっぱり別々の発注よりも一体化した発注のほうが、双方の間接費等々も含めて、軽減される部分もあるので、そういう意味では、やっていったほうがいいのだらうと思います。

ただ、それにプラスして、やはりもう数十年前から、設計と施工を一体化発注みたいな形にされている事業も聞いています。そうなれば、基本設計なり、実施設計の中身がそのまま現場にも引き継がれているということで、細かい引継事項とか、図面で見えないところも含めて、しっかりとその辺は引き継ぎできるのかなと思いますから、そういうことも含めて、今後はそういう設計施工を一体化発注みたいなことも考えていっていただきたいと思います。

千里丘小学校については、これから千里丘新町等々ができた関係で、児童がふえてくると考えられます。その後、十数年したときにはどうなってくるのかなという部分もあるかと思いますが、また、中学校区については、千里丘新町の方々につきましては、第三中学校の手前に第一中学校があるけれど、第三中学校に通わなければならないということになるので、その辺はどうなのかなと以前も指摘があったと思います。ただ、千里丘小学校区の区域については変更しないということが決定されたから、そういう意味では、審議会の内容もしっかりと踏まえていただきながら、通

学路の安全施策ということも含めて、今後、取り組んでいていただきたいと思います。要望としておきます。

最後、過年度負担金が9項目の分ということで、制度的なことも要因にあると認識もしました。今後また、しっかりと精査をしながら、取り組んでいていただきたいなということは要望としておいて、私の質問を終わります。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 私からは1点、36ページの小学校の学校管理費と、幼稚園管理費のところで、補正額が特に幼稚園管理費のほうは予算の約3割の減額となっているのですが、これは先生がやめたとか、人件費が減った内容についてお聞かせください。

○弘豊委員長 人件費は総務建設常任委員会の所管になりますがよろしいですか。

出口委員。

○出口こうじ委員 それでは結構です。

○弘豊委員長 それでは、嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 それでは、私から1点だけ、お聞かせいただきたいと思います。

村上委員も質問されておられましたけれども、中学校給食の繰越明許費についてです。

ご説明をいただきまして、候補地を、具体的に調査をしていくということなのですが、私はこの新たな給食センターにつきましては、当然、通常時は、中学生に対する給食の提供ということであると思いますが、それだけの機能でいいのかと思うのですよ。

すなわち、非常時に多くの皆さんが被災生活を余儀なくされるということを考えたときに、その給食センターを一つの核として、食事の提供であるとかということ、

やっぱり考えていかなければならないと、思っているのですよ。ということになると、その具体的な候補地を調査するに当たって、どういった体制で候補地の選定をしていくのかということは、非常に大切な視点なのだろうと思っています。

それを、今、ここで答弁するのは難しいのかもしれませんが、一つの意見として申し上げながら、もし、今、可能なところがあれば、少しお聞かせいただきたいと思います。

以上、質問のような、意見のような感じになります。

○弘豊委員長 小林部長。

○小林教育総務部長 今、嶋野委員から質問がありました中学校給食につきましては、全員喫食に向け給食センター方式を提供方法とすることとしております。

教育委員会といたしましては、中学生に安全で安心なおいしい給食を提供するという、第一義的な目標、目的がありますけれども、その給食を作る施設、設備につきましては、中学校の給食を提供するのが主目的ではございますけれども、例えば、夏休み、冬休み、春休みなど、通常の給食を提供しない時期も含めて、地域に貢献できるような施設として活用できるのかどうか。そこも含めて、関係部署の意見も聞きながら、施設機能の部分を決めていきたいと考えております。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 ありがとうございます。この中学校給食のことについては、まずは、中学生に給食を提供していくところを、主の目的としていくということについては、私も異論はないのです。

ただ、先ほど申し上げたように、いざというときには、被災者の皆さんにも、食事

を提供していけるようなことも重要でしょうし、さらに、もっと長い目を見た場合には、今後の摂津市内の児童・生徒の数が、どう変動していくのか、さらには、小学校においても、いろんな設備の更新等も必要になってくるわけですね。そういったことも踏まえた中で、少し長期的なビジョンを持ちながら、具体的な候補地であったり、機能についても選定をしていただきたい。それに当然、規模についても、そういった少し長い目で見ながら、選定をしていくといったことが必要なのだらうと思っておりますので、その点、意見として申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○弘豊委員長 三好委員。

○三好俊範委員 意見と質問をさせていただきますと思います。

先ほどから出ております小学校の増築の問題に関して、これ意見だけ申し上げます。

健都にマンションができる際に、子どもの数が爆発的にふえるんじゃないかと、子どもたちの受け入れの面で、待機児童であったりとか、そういったところをケアしていくべきだという話を、いろいろさせていただいた際に、あまり子どもたちはふえない予定だから、大丈夫ですというような意見をいただいております。

数年たちまして、現在、待機児童はふえる、そして、小学校も増改築しないといけないというような場面に直面しております。本当に、予想と反したというのが、役所の職員の意見でしょうけども、やはりいろんな状況を見て把握して、見込んでいくということをこれからきちっとやっていただきたいと、今回のこの件に関しては一度反省していただきたいと思っております。

す。これはもう意見としてだけで終わっておきますけども、今後もこういうことはあると思いますけども、それによって、住民の方に不利益がでることがあってはいけないと思いますので、これは意見として述べておきます。

続きまして、先ほど複数の委員からもありましたけど、中学校給食の話です。

用地が決まってから、5か年でおよそ出来上がると言われていました。もし用地が今年度中に決まっていれば、5か年でしたら令和8年度に完成という流れになるのですが、令和4年度にそういった形で用地が決まれば、令和9年度になる可能性があるかと思っております。大人にとっての1年というのは小さな1年かもしれませんが、中学生にとっては3年しかないうちの1年がずれるというのは、本当に大きなものだと思っております。

ですので、何よりも早期実現というのを実施していただきたいと思っているのですが、5か年計画という計画の中で、まだまだ令和8年度に間に合わせようというつもりで進めているのか。それとも、今後、方向性を変えていかないといけないのか。あと、この中学校給食を始める際には、様々な意見が出てきます。嶋野委員もおっしゃられていました、防災の観点であるとか、地域の方の意見、例えば、そもそも中学校給食を無償化してほしいとか、そういう意見とかも聞こえてはきます。そういう意見を取り入れれば取り入れるほど、恐らく時間的なロスというのが出てくると思うのですが、何を選んで、何をやっていくかという選択というのは必要だと思うのですが、中学校給食の実施にどういったものを取り入れていくのかという考え方と、そのスピード感という2点につ

いて、教育長のほうから総括的に教えていただければと思います。

以上です。

○弘豊委員長 では、教育長。

○箸尾谷教育長 私どものほうとしましては、令和8年度から実施したいという方向性は、現時点では変えておりません。

選定のいろいろな議論が必要になってきますので、絶対かと言われると、それは絶対ですとは、まだ言えませんけれど、現時点では、中学生に給食を提供するということが、まず、第一ですので、そういう意味では、やっぱり令和8年度から提供したいと思っております。

今後、様々なご意見をいただきながら検討していきたいと思っております。

先ほどご意見いただきました、千里丘小学校の件については、私も健都のマンションが建ったときは、たしか1期のマンション販売では、当初の販売価格帯が高めの設定でありました。近隣のマンションの販売の価格帯、あるいは、そこに入っておられる世帯等を考えましたら、小学生年代の世帯は少ないのではないかと、もう少し年齢が上の世帯の方々が入って来られるのではないかとっておったのは事実であります。

ただ、2期以降、販売価格帯も下げられたように聞いておまして、実態としては、皆さんご存じのように、子どもの数がふえてきております。そういうことで、その時点で様々な情報も入手しまして、判断したのですが、結果として、それがずれていたと言われたら、そのとおりでありまして、今後はより一層、情報収集に努めて判断していきたいと思っております。

まずは、きちっと今ふえてきている子どもたちに対応するよう、今後頑張ってい

たいと思います。

○弘豊委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。子どもの数の増加に関しては、しっかり対応していただきたいと思ひますし、給食に関しては、もちろんいろいろあるっていうのは、私も理解できますし、令和8年度を目指して動いていただけるという力強い言葉というのは、ありがたいと思ひますので、しっかりと目指して取り組んでいただくよう要望して終わりたいと思ひます。

以上です。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 1点だけ、千里丘小学校増築の件で質問させていただきます。

昨日も説明を受けたのですが、今、様々な委員からご指摘があったとおりで、当初の予定のマンション価格帯より下げたから、子育て世帯が入って、結果として、千里丘小学校の校舎増築ということに至ったということで、それに対しては、早期に対応をいただいて、児童数増に備えて、今から動くということで、それは評価させていただきます。児童数は、住宅計画にすごく影響を受けて、また、下がってくることも予想できると思うのですが、村上委員からご指摘があったとおりで、健都のマンションによる子どもの数の増加のピークを越えたら、その増築した分の校舎が余ってくるっていうことが想像できるかと思うのですが、それに対しては、若干ですが、千里丘駅西地区の開発で、タワーマンションもできるので、そこに幾らか子育て世帯が入ることも見込んでいるのかどうかというところ、それを見越しても、やっぱり健都の増加分を超えるほどの児童数の増加はないと思うので、空いた教室を地域のために活用するとか、そういった

構想があるのかどうかお聞かせください。

○弘豊委員長 松田課長。

○松田教育政策課長 千里丘小学校についてのご質問でございます。

児童数につきましては、ご指摘のとおり、下がってくるかもしれないということも、私どもも検討いたしました。千里丘地区につきましては、今、お話しいただいたタワーマンションによる増加という分も、もちろん検討しております。

また、子どもたちが一気にふえるのは、大型マンションが建ったときであるということが分かってきているのですが、千里丘地区自体が、ちょうど摂津市が誕生した時に、たくさんの若い人たちが入ってきた家が、建て替わってきております。その分も見越していきますと、千里丘地区はこの先も、もちろんピーク時の900人を超えるようなことはないと思うのですが、もう今のような350人であったり、もう少し前はかなり減った時期ほどには減らないと見越しております。

特に、千里丘小学校区内でも、駅周辺に若い方たちが集まっているようにも見られますので、ある程度の人数は10年、20年先も維持されるであろうこと、また、学童のお子さん方もふえるであろうことも見越しまして、教室数を多く取らせていただきたいと思っております。

また、余りがある場合は、行く行くは地域の方々にもご利用いただけるような場所というのは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 ご回答ありがとうございます。

確かに、古い長屋を戸建てに建て替えて

の販売というのはふえているので、一定数そういったところも人口増が見込めるのかなというお考えに納得いたしました。

教室については、その地域に開かれた活用法というのは、ぜひ、今後のプランの中に入れていただきたいと思っております。

以前、私が民生委員をしていたときに、リハサロンを小学校でしていたのですが、千里丘公民館に場所が移動してしまったときに、やっぱり市場池のほうの方が遠くなったので参加されなくなって、また逆に千里丘公民館が近いから参加されるようになった方もいたのですが、このような千里丘小学校区の横にずらっと長い特殊な区域という問題もあるかと思うのですが、そういったこともございましたので、地域のコミュニティとしても活用できるような学校づくりを、要望としてお願いしておきます。

以上です。

○弘豊委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 委員のご質問に併せてお答えさせていただくと、我々としては、将来的には、やっぱり子どもの数は減っていくだろうと思っております。

ただ、ご存じのように、35人学級編制が、今は小学校1年生と2年生ですけども、来年度から国の施策で3年生、4年生、5年年生、6年生と広がっていくことが、一つあります。

それと、もう一つは、特別支援学級の開設もふえておまして、今、実際には支援学級1クラスに1教室あてることができなくて、一つの教室を二つにパーティション等で区切って使っておりますけれども、本来であれば、やっぱり支援学級1クラスには1教室が必要だと思っております。

また、それ以外にも、少人数指導と言い

まして、習熟度別学習の際に2クラスの子どもたちを3クラスに分けたり、あるいは、1クラスを2クラスに分けたりというような授業展開もしております、そのためにも教室の数は必要になってまいりますので、そういう本来の教育としての使い方をしていった後で、それでも教室が余ってくるようであれば、地域の方にも、お使いいただくということで考えていきたいと思っておりますけど、まずは、やっぱり子どもたちの教育に、優先して使わせていただきたいと考えております。

学校によっては普通教室を必要数確保することが、精一杯の状況なので、これから子どもの数が減ってきて、普通教室があいてきましたら、今、申し上げたような使い方を、まず、優先していきたいと考えております。

以上です。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 ありがとうございます。少人数学級についても考慮をいただいているということで、ありがとうございます。

○弘豊委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○弘豊委員長 では、再開いたします。

次に、議案第74号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

出口委員。

○出口こうじ委員 財産の無償譲渡の件について、この財産は、資料を見ますと、延べ床面積が307平米と書いてあるの

ですけど、土地の面積はどのぐらいで、およその資産価格というのは幾らぐらいなのか。それをお聞かせください。

○弘豊委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 土地の面積につきましては、固定資産台帳上に記載されております面積が、2,357.12平米でございます。

あと帳簿上の価格は、2億4,430万円ということでございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 土地の帳簿上の価格は2億4,430万円で、10年間無償貸付ですね。ありがとうございます。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 建物の譲渡は分かっているのですが、昨日の本会議での答弁で土地の10年間無償というのは、10年という単位が出てきたのは、なぜかなど。建物を譲渡するけれども、すぐ取り壊して建て替えるので、その建て替え費用を、法人のほうで負担するのは分かっているのですが、その負担を軽減するために10年とかということかと思ったのですが、なぜ10年なのかお聞きします。

○弘豊委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 ただいまのご質問ですけれども、おっしゃっていただきましたように、今の園舎は昭和40年代に建てられた園舎で、かなり老朽化しております。

また、乳児を受け入れていただくためには、今の園舎が幼稚園用となっておりますので、給食室であったり、調乳室であったりといった設備が不十分ということもございますので、法人として建て替えをしていただけるというところで、今、協議のほうを進めております。

その中で、やっぱり法人としても、初期投資のほうがかかりかかってくるということもございまして、我々といたしましては、やはり安定的、継続的に、事業を運営していただきたいというところで、このたび、土地に関しては10年の無償貸付というところで、募集要項にも記載しております。

以上でございます。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 その土地の10年間の無償の貸し出しというのは、そういう投資的なご負担を下げるため、10年という根拠ということで分かりました。

あと、公募した際に、社会福祉法人桃林会様のみの応募だったとお聞きしましたが、この周辺はほぼ社会福祉法人桃林会の保育園ばかりになっているのですよね。もちろん社会福祉法人桃林会が変な園運営をしているというわけではないのですけれども、周りは小学校以外、ほとんど社会福祉法人桃林会の園になっていると思います。やっぱり1者しか応募がなかったというのは、今後その摂津市全体のことを鑑みても、全て社会福祉法人桃林会が占めるまではいかないかもしれないのですが、そのあたり条件について、何か工夫というか、たくさんの園からの応募がなかったというのは、何か工夫が足りなかったのかとも考えられるのですが、いかがでしょうか。

○弘豊委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 事業者の募集については、昨年度、摂津市民間保育所等設置運営事業者選定委員会のほうで、募集要項についても議論をいただいて、7月1日から31日まで募集をしていたところです。

その中で、募集の要件として、定員90

名以上の認可保育所等を運営していただいている社会福祉法人、もしくは学校法人というところで募集のほうをさせていただきました。

当然、市内の法人については、通知のほうをいたしましたし、北摂の他市6市、あと、豊能町、島本町についてもご案内のほうをさせていただいていたところです。その結果的に、社会福祉法人桃林会1者の応募であったということでございます。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 広く公募をされていたということは分かったのですが、あまりにもそこばかりに頼るといえるのは、今後の市政運営の中でも、いかがなものかというところはあるので、そのあたり、やっぱり工夫をしていただきたいという要望だけ、お伝えしておきます。ありがとうございました。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 財産無償譲渡ということで、土地については無償貸付での契約を結んでいくとか、建物関係も無償譲渡でやっていくという、この事務处理的なスケジュール感について、1回目お尋ねをしたいと思います。

○弘豊委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 これまでも、社会福祉法人桃林会とは、保育の引き継ぎであったり、園舎の建て替えであったり、継続的に協議のほうを行っております。

今回の議案でもございますように、建物については無償譲渡の契約を来年3月までに締結してまいります。

一方、土地については、先ほどから議論がありますとおり、10年は無償貸付をするというところで、その契約を、これも同じく来年3月までに締結するよう事務を

進めてまいります。

以上でございます。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 民営化するというのが、来年の4月1日からということですので、事務处理的にも確実に、この3月末までにはやっておかなければいけないということなのだろうと思いますから、その辺は、きちっとした、スケジュール感を組み立てながら、この4月1日には必ずそれぞれ成立しているというような形で、業務を進めていっていただきたいと思います。

この建物もかなりもう古いということでもありますから、民営化した後には、社会福祉法人桃林会のほうで建て替えとなります。これからの病児保育等々の関係もあって、建て替えということが出てくるのだろうと思います。建て替えとなると、あの場所では、保育の場所を確保しながら建て替えるのは厳しいと思いますから、今後のスケジュール感や内容が4月1日以降どうなっていくのかということで、もしご答弁いただけるのであれば、お願いをしたいと思います。

○弘豊委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 先ほども、答弁させていただきましたように、社会福祉法人桃林会のほうでは、園舎の建て替えを早急に進めていきたいという意向を持っておられます。

現在の予定でございますけれども、令和4年の夏頃から建て替え工事の着工をいたしまして、令和5年夏頃に新園舎が完成する予定でございます。

現状のせつつ幼稚園の、敷地形状が細長い形状になっております。また、建物の配置上、そこで保育しながら建て替えということになると、園庭がかなり小さくなって

しまうという問題がございます。保護者のほうからも、いろいろ意見を頂いておまして、現状としては、建て替え工事期間中、令和4年の夏頃から令和5年の夏頃までは、旧味舌小学校の跡地が今、新味舌体育館の工事ヤードになっておりますので、そこに、社会福祉法人桃林会のほうで仮園舎を建てていただいて、保育をしていただくという予定でございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 令和4年度の夏頃から園舎の取り壊しを始め、1年かけて令和5年度の夏頃には、新園舎が建つことになるということですので、そういう意味では、令和4年の夏頃までは、今の園舎で保育をするということになってくるのかと思います。

また、仮園舎は場所的にはそんなに遠くはないと思いますが、送迎の関係とか、そんなことも問題として、地域的なこともあるのかと思いますから、その辺はしっかりと地元や近隣の保育園等々と調整をしながら進めてください。これは社会福祉法人桃林会がすることになるのですが、令和5年の夏には新園舎が建ち上がるというスケジュール感で、その辺はしっかりとスケジュールどおり進めていただけるような形で調整も行っていただきたいということで、これは要望としておきます。

以上です。

○弘豊委員長 三好委員。

○三好俊範委員 せつつこども園になるということで、様々なところから子どもたちが登園し、保護者の方が送り迎えをするようになり、通園バスがもうなくなりましたので、車での送り迎えをされる方がかなりふえるということを危惧している

とずっと言うておりました。

その中で、どういう対策を取られるのか、道も狭い場所ですので、子どもたちが登園してくる中で、事故はもちろんあってはいけませんから、そういうところを配慮していただきたいと、ずっと申し上げてきました。そのことに対して、どういう結論が出そうなのか。一度教えていただきたいです。

続きまして、設備と建物を譲渡されるということですが、かなりの年数がたっている建物なので、ほぼないとは思いますが、一応資産価値がどれぐらいの建物なのか、教えていただきたい。

あと、それに建物以外にも、附帯設備及び備品というものも譲渡されると書かれております。これはどういったものがあるのか。また、これは減価償却されていないでしょうから、なかなか金額が出しにくいとは思いますが、どれぐらいの資産のものなのか。

加えまして、先ほどから出ております土地の問題についてです。10年間無償で貸与されるということですが、ほかの6園とかを含めると、10年どころか、40年とか、それぐらいの期間ずっと無償貸与をされております。契約が切れているにもかかわらず、毎年無償という契約を更新していった状態です。そこに対して、全国的にそういう話であるのであれば、理解はできるのですが、大阪府の持ち物とかに関しては、もう賃貸契約という形で使用料が必要なところがあるというところは、不公平じゃないかという質問を、ずっとさせていたしておりました。

今回も、これ10年間の無償貸与ということなのですが、一般的に、この資産価値自体は2億4,430万円というのを

聞かせていただきましたけども、一般的に賃貸として貸し出した場合、どれぐらいの家賃になるのか。一般論的な形での役所の基準に当てはめて、一度、教えていただきたいと思います。とりあえず、1回目は以上です。

○弘豊委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、まず、1点目です。

送迎についての問題でございます。以前から、委員にはご質問いただいているところではあります。昨年度募集した際に、募集要項を作成しているのですけれども、その中にも周辺住民の配慮といいますかそういうこともあって、今、せつつ幼稚園は駐車場設置がないのですけれども、募集要項上、送迎駐車場については5台以上設けることということで記載をしております。この点、社会福祉法人桃林会のほうも十分認識していただいておりますので、その中で整備をしていただく予定でございます。

2点目、建物の資産価値というところでございます。こちら、帳簿上記載がございまして、毎年減価償却をしております。令和元年度末の帳簿上の価格では1,174万6,000円ほどということでございます。

あと、附帯設備、それから、備品がどのようなものがあるのかというところでございますけれども、附帯設備につきましては園庭に設置している物置であったり、遊具であったりというものがございます。備品につきましては、印刷製本の機械であったり、保育で使うピアノであったり、机、椅子などがございまして、合計で402点ございます。購入したときの総額としまして1,160万円ほどということでござい

ます。

最後に、土地をもし有償貸付したときの貸付料というところでございます。こちらにつきましても、一般的な普通財産であれば、普通財産の貸付要綱に基づいて算出することになります。これに基づきまして計算したところ、現状では月額約61万円ということでございます。この金額につきましてもあくまで一般的な貸付料ということでございます。

今回、事業を行っていただくのは、児童福祉であり、幼児教育という部分でございます。それを担っていただくのは、社会福祉法人という公共的団体でございます。有償化というのはしていくのですけれども、やはり先ほども申しましたように、安定的、継続的ということが一番を考えておりますことから、金額については今後また法人とも協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

一般的な月額ということでお聞きしましたが、これは子どもたちの福祉でありますから、その金額を全部徴収するべきだとは思っていないのですけれども、ただ、ほかの6園合わせて一体今まで幾ら分ぐらいの貸付料になっていたのかということは少し気になります。

一応10年という区切りをつけて契約されるということで、これが後でいろんなことがあって15年に延びるというのも、私は問題ないと思うのですけど、ただ、10年経っていきなり貸付料が毎月61万円と言われても、相手方もなかなかしんどい話であるのであれば、10年目に向かって随時交渉していただきたいというのが一つです。

あと、通園の送迎の車の問題です。例えば、役所とかでも駐車場がありますけど、出入り口に警備員がいます。こども園の送迎用駐車場は子どもらも歩いて通る道に設置されると思うのですけどね。

そこらに対して、警備員は必要じゃないかという議論になってくると思うのですけど、例えばその警備員代をこの家賃として、市の収入としていただいて、そこから警備員を配置して還元するようなやり方を考えるとか。子どもたちのためにと考えるとどんどん広がっていく話で、いろんな子どもたちへの保育のサービスを拡充していくことにもつながると思うので、ただ単に料金を徴収するというのはなかなかしんどいと思うので、附帯的な特典のようなものをつけて貸付料を徴収するというのも考えていただけたらと思います。結局毎年交渉しても無償で継続してきていると聞いていますから、そういうところも含めて、なかなか結論が出ないと思うのですけど、教育長、しっかりかじを取っていただいてやっていただきたいと思います。

最後、要望で終わっておきます。

以上です。

○弘豊委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時 9分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○弘豊委員長 それでは再開します。

次に、議案第64号の審査を行います。

本件についても補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 今回のほかの議案もそ

うなのですが、ほぼ人件費ということで、4月以降の人事異動等々に伴って減額なり、増額なりという補正ということだと思っております。その中で、今回債務負担行為が水道事業として予算書計上されていることについてお尋ねをしたいと思います。

1点目、給配水管維持管理事業で、令和2年度の決算からすれば、およそ1,000万円だったと私は思うのですが、この限度額が、1,300万円ほど計上されているということで、中身についての確認も含めてお尋ねさせていただきたいと思っております。

2点目が、この後の債務負担行為、配水管整備事業で2か所分が計上されています。これは一般財源がゼロということですが、この一般財源を入れるか入れないかという判断や考え方について確認も含めてお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○弘豊委員長 それでは、答弁を求めます。
檜本部参事。

○檜本上下水道部参事 それでは、村上委員の一つ目の質問、給配水管維持管理事業の債務負担行為について、業務の内容をご説明させていただきます。

これにつきましては、勤務時間外の漏水の確認及び修繕を受託する業務であります。何かといいますと、我々職員が勤務時間外で漏水等の苦情があったときに、現場でその確認を行ったりする作業を行うことが主な業務の内容となっております。

中身についてなんですけれども、基本的にはこれは配管工が1名待機をするというのを積算の根拠としておりまして、これの計算で限度額の範囲を決めています。

ですので、入札のときにはそれよりも大

体額は下がることが多いですけれども、設計としましては配管工を昼夜間、勤務時間外に配置すると仮定した中での人件費の積み上げというやり方で計算しております。

以上です。

○弘豊委員長 谷内田課長。

○谷内田経営企画課長 それでは、財源に関しまして私からお答えいたします。

この配水管整備事業につきましては、2件ともいわゆる資本的支出で賄う事業となっております。資本的支出に関しましては、資本的収入で賄えない分については、いわゆる内部留保資金である損益勘定留保資金や、消費税収支調整額で国・府補助金、企業債以外の財源の部分を賄うということになっておりまして、いわゆる一般財源的なものであるとお考えいただけたらと思います。

以上です。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 要するに、給配水管維持管理事業は、職員の勤務時間外等々での修繕を業者が対応されている、そういうような部分であると思っております。

本当に、漏水といったもの、日中のみならず、いつ起きるかわからないということだと思いますし、私も数年前に2件ほど夕方以降に漏水があったということで通報電話を入れさせていただいたら、業者が駆けつけてこられましてすぐ掘削を含めて対応していただいたというようなことがありました。こういう水道というのは私どもの生活に欠かせない部分だと思いますから、そういう意味ではしっかりとこの事業も取り組んでいていただきたいなということで、これは要望としておきます。

この後の配水管整備事業は、場所的なも

のは下水道事業も同じところでされているということになっています。メーンはこの配水管の取り替えだと思いますから、しっかりと計画的に、漏水対策も含めてしっかりと取り組んでいていただきたいということで、要望として私の質問は終わります。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 私も債務負担行為のことについてお聞かせいただきたいと思うのですが、この時期に債務負担行為を組むということで、まず今後の事務の流れ、スケジュール的なことをお聞かせいただきたいと思います。

それと、配水管の整備について、今回は正雀本町と鳥飼本町ということなのですが、この場所を選定された背景についても少しお聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 それでは、答弁を榎本部参事。

○榎本上下水道部参事 嶋野委員の質問にお答えさせていただきます。

スケジュールなのでありますが、これが認められましたら、1月ぐらいまでには起案、工事の発注についての準備は終えまして、その後は契約の手続になりまして、年度内に契約できるという形で予定をしているところでございます。

次に、場所について決めた根拠、背景ということでお答えさせていただきます。まず、今回の工事の規模についても、来年度予定している工事の中ではかなり長いところになっております。そのことから、期間がかなりかかるということと、それからもう一つは、特に鳥飼本町のほうなのですが、過去に漏水の経緯もありましたことですので、優先的にそこをやっている

うと。この2点がこの場所を選定した理由となっております。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 まず、スケジュールのことにつきましては、この補正予算が可決すればの話になりますけれども、債務負担行為を組んでいるということは、準備行為にかかれるということですので、しっかりと令和4年度には工事が進められていくように、順調に進めていただきたいなど要望として申し上げておきたいと思います。

それから、工事箇所の話なのでありますが、後ほど議案第65号が出てくるので、そことも関連性があるのかなど、若干思っているところはあるのですが、水道管というのは実際に漏水したところがあれば当然直していくということが一つの流れとしてあります。しかし、水道管そのものは地中にありますし、また日頃水が流れているわけですから、その中までなかなか見えないというところで、どこを更新していくのかというのは非常に難しいだろうと思っております。

ですので、そこら辺のことについてもいろいろとまた検討もしていただきながら、しっかりと工事箇所の選定をしていただきたいということで、要望として申し上げます。

○弘豊委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第65号の審査を行います。

本件についても、補足説明を省略し質疑に入ります。

出口委員。

○出口こうじ委員 債務負担行為の公共下水道整備事業の東別府一丁目と、公共下水道管理事業の正雀本町二丁目と鳥飼本

町四丁目の3件が計上されていますが、先ほど嶋野委員もおっしゃられていたけれど、これはどういうスケジュールでされるのかお聞きしたいと思います。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 出口委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、東別府一丁目の工事につきまして、スケジュール感として年明けから入札手続を進めていきまして、請負工事者を3月に決定する予定でございます。工事の施行は実際には令和4年度となりますが、工事の着手の前に土の中を掘進していく工法を選択しておりまして、その発進立坑用地の土地の所有者との賃貸借契約及び信号柱なりガス管といったものの移設もございまして、おおよそ7か月を見込んでおりまして、実際に工事に着手していきますのは大体11月ぐらいと考えております。

先ほど申し上げました推進工事が完成する時期につきましては、令和5年11月を見込んでおりまして、その他残工事を含めて令和5年度末の予定を考えております。

続きまして、マンホールの取替工事につきましては、先ほど水道担当のほうからも説明がございましたように、水道施設課と共同で発注するものでございまして、水道工事の舗装工事に併せて、経済的にマンホールの蓋を取り替えていく工事でございます。

工事の施行は、これも水道と同じですが、実際には令和4年度となりますが、工期については9月30日完成を予定しております。

それから、工事の内容につきましては、正雀本町二丁目の工事で、舗装範囲内の中

にマンホール蓋が32か所ございます。そのうち11か所のマンホール蓋の取り替えを予定しておりまして、舗装を打ち換えますので高さの調整等々がございまして、それが12か所あります。

鳥飼本町四丁目につきましても同様で、舗装範囲内34か所のマンホール蓋のうち31か所を取り替える予定で考えております。それから、残り3か所が高さ調整でございます。

予定としては、以上でございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。

以前も西谷委員が質問されていたと思うのですが、せっかくマンホール蓋を取り替えるのであれば、何か摂津市をもっとPRできる摂津市らしいデザインにするとか、何かお考えはお持ちでしょうか。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 先日の決算審査でも西谷委員からご質問がありました、マンホールカードとデザインマンホールの件です。

それにつきましては、かなり遅ればせながら、大阪府内ではかなり後ろのほうに取り組む形になっておりますが、来年度検討してまいりたいと考えております。

今回のマンホールの蓋の取り替えに乗じてデザインマンホールを設置することにつきましては、やはりまずどういう形でデザインや場所を決めていくか。場所といいましても、これは車道ではなかなか難しいかと思えます。人が歩く、目につく場所でいきますと、駅前等々になるのかなと考えますことから、今回の水道の配水管工事のエリアの中ではあまり適さないと考えております。ただし、市内でどうい

う形でデザインマンホール蓋を設置していくかというのは今後検討してまいりたいなと考えております。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 確かに、車道のマンホールではあまり意味がない。皆さんが歩いている歩道のマンホールで見ていただくという形が一番だと思います。

ありがとうございました。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 ちょうどそれに触れようと思っていたら、出口委員に触れていたのですけれども、マンホール蓋取替工事というのがあるのでそれに乗じてマンホールカードの件を進めていただきたいなというのを要望としてお伝えしようと思っていました。

現状、マンホールカードを発行していない大阪府内の自治体はどこがあるのかお聞かせください。

あと、今後どのような展開をお考えかというのに併せて、蓋のデザインとしてはどういうものをお考えかというのをお聞かせください。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 先ほど出口委員のご答弁の中で、大阪府内においては後発的な取り組みになるというお話をさせてもらったかと思えます。まだ取り組んでいないのが、泉大津市と阪南市と本市だったと思えます。残りの町、村については認識しておりませんが、多くの他市が取り組まれている中でいうと、相当後ろのほうかと思えます。

それから、デザインの関係につきましては、これは我々でデザインをするわけではございません。いろいろと庁内、庁外に募集しまして、デザインは決めてまいりたい

と考えております。

それから、シティプロモーション戦略としてPRというのをも併せて行っていきたいと考えています。やはり足元からのPRということも一つの戦略ではないのかと思っていますので、今後様々なイベントも含めまして検討を重ねていきたいと考えております。

○弘豊委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 今、お聞きしたら、泉大津市、阪南市、そして摂津市の3市だけがしてないということで、くれぐれも最後まで取り組んでいない自治体にならないように、次年度ぜひ実現していただきたいと思えます。要望としてお伝えしておきます。

デザインについてですが、やはり行政の問題としてよくある、縦割りで担当課だけでやってしまうのではなく、せっかく後発でマンホールカードをするのであれば、まちづくりとかまちおこしイベントとかと絡めて上手に活用していただければなと思えます。マンホールカード自体はどこの自治体も無料で配布しているものであって、コレクターの方が来ることでまちおこしになるっていう一面はあるにしても、印刷してカードをつくること自体は税金が投入されるということになると思うので、そのあたりは市民の方が納得していただけるような、後発ならではの取り組みにしていただきたいなという要望をお伝えしておきます。

以上です。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 今回の議案は、ほぼ人件費ということであると思えます。

その中で、水道事業においては、職員の数がふえて短時間勤務職員やパートタイム会計年度任用職員は減って、トータルは

一緒ということだと思えるのですが、下水道事業のほうは2名増、2名減ということで結局人数は一緒なのだと思うのですが、その採用のことや、技術継承も含めてこの人事関係については、今の作業量から見てどう認識されておられるのかということで、1点だけお尋ねをさせていただきたいと思っています。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 技術の継承について、習熟した職員の人事異動によって職員の知識が低減して業務を進めていくのが難しくならないかというようなご質問であったと思います。

三箇牧鳥飼雨水幹線は5年かけて整備をさせてもらい、それがようやく令和2年度に完成をしまして、そういった経験は職員の中に染み込んでいるものであると思います。もちろん、担当だけではなく、周りの職員もいろいろと手伝っておりますのでそういう知識は全体に深まっていると思います。

そんな中で、今回の計上させていただいている東別府雨水幹線上流の工事については、職員で積算、現場管理をやっていきますので、過去の経験を積み重ねた結果、積算もできると考えております。ジョブローテーションもかけながら、全体の底上げも図っていきたくて考えております。

それと、あと国土交通省が主催する下水道場という全国の自治体の若手職員が抱える問題とか、業務の課題や各自自治体が抱える課題、こういったことを話し合う場に職員1名を入門させています。下水道技術の視野を広げる機会にも積極的に参加してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 技術につきましては、通常のパソコンを使っての事務処理というのでしたらそんなにも長い年数は要らないと思うのですが、実はこの土木というのは、やっぱり数年、数十年かけて身につけるといった部分もあると思うのです。

この前の三箇牧鳥飼雨水幹線の工事においても、3回ほど止まって本委員会で指摘もされていた部分がありましたけれども、そういったトラブルを回避しようという面で、やっぱりこの技術や勘というものが必要だと思いますから、人事異動も含めて、数年かけて育成していけるよう今後考えていっていただきたいなということで、要望としておきます。

以上です。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 私も、東別府一丁目の債務負担行為のことについて少しお聞かせをいただきたいと思っています。

令和4年度、令和5年度の2か年にわたる債務負担行為で今回上程をされておられて、そのスケジュール感については出口委員が質問をされておられましたので、理解したところでありませぬけれども、この東別府の工事については、まず雨水幹線の整備をして、その後に枝線もしっかりと張って、やっと完成であるということなのだろうと思っています。

お聞かせいただきたいのは、令和5年度末にどういった姿を想定されておられるのか。この地域というのは、今でも特に夏場なんかでありますと、雨水が非常にたまってしまってそれをポンプで何とか吸い上げて持ちこたえているという状況なのかと思っています。

今のこういう状況を、もちろん当面はしのいでいかなければなりません、これか

ら枝線を張っていきながら、いかにこの雨水排除の能力を上げていくのかということについても、やはり少し計画を持っていなければならないと思っていますので、わかる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 東別府雨水幹線の上流で今回の補正予算の中に債務負担行為で設定させてもらっている工事でございますが、これにつきましては東別府雨水幹線に接続、その上流で別府小学校の裏門付近まで延伸する予定でございます。このルートにつきましては、過去に浸水被害が生じた箇所ございまして、まずはその浸水被害の軽減をかけていかなければならないと考えております。

それから、その先は、東別府雨水幹線周辺の枝線工事を進めてまいりたいと考えております。距離に直しますと、およそ725メートル、これはあくまでも計画路線でございますが、幹線を中心に波紋を広げるような形で枝線を張っていきたいと考えております。令和10年度ぐらいには、東別府の過去に浸水被害が起こった地域の浸水対策が果たせるものになると考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 会派でこの東別府雨水幹線を一度視察もさせていただきました。その中で、実際に施工された業者の方のお話で、非常に難しい工事であったというお話もお聞かせいただいて、改めてこの状況までもってきていただいたことについては、本当に敬意を表したいと思っております。

ただ、やっぱりこの三箇牧鳥飼雨水幹線

と並んで東別府雨水幹線を整備してきたという過去の経緯があったわけでありますので、しっかりとその点にも目を向けていただきながら、先ほど竹下課長からのご答弁で、大体令和10年度あたりで浸水対策ができるというお話がありましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。その間も今あるポンプなどにもしっかりと目を向けていきながら雨水の排除に取り組んでいただきたいと思います。要望として申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○弘豊委員長 三好委員。

○三好俊範委員 意見だけ申し上げたいと思っております。

マンホールの件ですけど、私も4年前に質問させていただいて、ようやく取り組まれるのだなという印象ですけど。本当に、いろいろ遅いと思っておりますのでしっかりとやっていただきたい。

今回の議案ではありませんけれど、前々から言っております、使用料のクレジットカード支払いとかも早く取り組んでいただきたい。やっていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

雨水幹線については、前も質問させていただきましたのでもう意見だけにしときますけど、安威川以北に関しては雨水管路の整備率100%で、安威川以南に関しては二十数%しかないというお話を聞かせていただきました。設備投資に係る資金に関しては、市民の方の使用料から全員等しく頂いていると思っておりますので、そこらに関して不公平があってはいけないと思っております。

同じ料金を頂いておりますのに整備が終わっているところと、一方で終わっていないところがあるというのは、長期スパンで

考えないといけない話ではあると思いますが、不公平になると思います。しっかりとした計画をつくってやっていただきたい。維持の問題であるとか、いろんな問題があるとは思いますが、総合的に考えてやっていただきたい。

そのためにも、料金の徴収というのは、やはり、繰り返しになりますけど、設備投資していくうえで絶対に必要だと思うので、多様な支払い方が可能になるよう検討していただきたい。

意見として述べておいて終わります。

以上です。

○弘豊委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。

続いて、議案第73号の審査を行います。

本件についても、補足説明は省略し、質疑に入ります。

質問のある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時39分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○弘豊委員長 それでは再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 討論なしと認め、採決に移ります。

議案第64号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第74号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第77号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時42分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 弘 豊

文教上下水道常任委員 出口こうじ

